

第35回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.9.6(月)14:00 - 14:45

場所：議事堂6F 601特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名） 中森委員欠席

資料：第35回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料1 当該条例について考え方（座長案）

資料2 子どもを虐待から守るための決議案（座長案）

< 検討会 議事概要 >

委員：第35回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会の予定を説明する。

前回の検討会でご案内したとおり、この検討会は、第31回以来4回にわたって、

- ・ 条例第28条の規定に基づく年次報告をもとに、本県における現状などについて担当者の説明を聴くための、執行部説明聴取
- ・ 児童虐待を巡る現状やその防止及び予防のための取組などについて、専門家の意見を聴くための、参考人招致
- ・ 児童虐待に関する相談に一次的に対応されている市町の児童虐待担当部署の方の意見を聴くための、参考人招致
- ・ この条例に関して県で児童虐待に対応する現場の者の意見を聴くための、執行部意見聴取

などを行い、これら以外にも、有志の委員で上京し、児童虐待防止法の議員立法に関わった国会議員との間で、勉強会を行った。この結果を踏まえ、本日は各委員から、この条例についての意見を表明していただきたい。その後、この条例について改正すべきか否かについて採決を行う。

なお、委員1名が欠席しており、委員2名が他の会議に出席しているため遅れて出席する予定である。

それでは、各委員は、これまでの検証を踏まえ、2分以内で当該条例に関して意見を表明していただきたい。

委員：条例第4条の県の責務については、未然防止ということについて、県と市町との間で温度差があるのではないかと、ということであるが、未然防止については、条例第10条に書かれているので、改正は不要である。そもそも、条例の改正とは、条例に明記されていないためにできないことがあってはじめて行うべき、というのが基本である。よって、第4条については、現行のままで問題がないと思われる。

また、条例第 7 条の市町との協働については、そもそも、地域主権又は地方分権の理念を踏まえると、都道府県と市町村は対等な関係であるべきなので、県の条例において市町の役割を明記することは、市長の権限を侵すこととなるので、そこまでは不要と考える。

条例第 10 条については、児童福祉法に「県は市町に対し専門的知識及び技術を提供する」と明記されているのに対し、同条第 1 項では「専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない」とどまっているので、「必要な助言を行わなければならない」と書き換えるべきである。

条例第 21 条の子どもを虐待から守る家については、ここでは駆け込み寺的機能までは想定されていないので、規定としてはそのままよいと思われる。運用の面でその役割を高めていく方向性で行うべきであると考ええる。

条例第 25 条の人材の養成等については、市町が一次的役割を果たすようになってから間もないので、これからしっかりと充実させていくべきであり、現行の範囲内で十分に対応可能であると考ええる。改正までは必要ない。

委員：条例が成立した後、相談件数は横ばいであるが、今後増加する可能性はある。また、鈴鹿や大阪で、重篤な事例が明らかになっている。それゆえ、条例をより強力な形で見直すという姿勢で臨まなければならない。さらに、平成 17 年の条例公布後に、児童虐待防止法や児童福祉法といった法律そのものが強化されている。条例それ自身においても、附則第 2 項において、条例施行後 3 年を経過した時に条例の施行状況について検討を加える、と規定されている。議論がまだまだ不十分と考える。9 月 27 日に出される三重県児童虐待重篤事例検証委員会の報告の結果も見て、議論させていただきたい。

特に、条例第 7 条と第 25 条については、強化の方向での改正が必要と考える。まず、条例第 7 条について、県と市町との協働は不可欠であり、この協働を強めていくことは両者にとって望ましい、と考えられる。現場の声に耳を傾けつつ強化する必要がある。また、条例第 25 条については、児童相談所の職員のみならず、関係機関、例えば学校、保健所、警察署、女性相談所などの機関でも、人材育成を充実させていく必要がある。まだまだこれからという状況であると考ええる。特に、条例第 25 条第 1 項の「人材の養成に努めなければならない」を「人材の養成を行うものとする」に変更すべきと考えている。

委員：条例第 25 条のような人材の養成に関する規定は、児童福祉法にもあるので、県も積極的に取り組まなければならない。よって条例第 25 条の改正には賛成する。その際には、県当局や市町の意見を取り入れつつ行う必要が

ある。

条例第 21 条については、その実効性よりも啓発効果に意味があるものであり、現状で十分であると思われる。

条例第 7 条の改正については、市町が対応の一次的な窓口であることを鑑みると、市町の意向や考え方を十分に尊重して行わなければならないわけで、県が簡単に口出しできるような形へ改正を行ってはいけないと考える。

委員：虐待防止に関しては、市町との協議をしっかりと進めていくことが重要であり、今回のような条例の改正は不要であると考え。諸々の問題は、規定を改正して解決するという問題ではなく、むしろ現在の規定の運用を見直して、市町との連携を進めていくべきである。

委員：県の執行部や市町の関係者から意見を伺うと、条例の存在意義は大きい。しかし、日本という国が法治国家である以上、法律及び条例は基本的かつ最終的なものである。改正に向けた検討はすべきであるが、そう簡単に改正すべきではない。類推若しくは拡張解釈又は運用等さまざまな手段により、対応していくべきである。条例の改正等については、慎重に検討すべきであり、改正は必要ないと考える。

委員：現在の問題点は何なのかを考えたとき、現場での県と市町との連携はまだ始まったばかりである。少ない職員にも関わらず対応しているので、限界もある。条例の文言を変えることが解決になるのかどうか疑問である。現在の条例で、県として果たすべき役割を果たし、市町との連携を深め、職員を拡充していくように指摘する必要がある。議会の一番の力は議決だと言われるが、ただ条例を変えることだけにエネルギーを注ぐのではなく、決議という形で、執行部に対し問題点を解決せよと言うのが、本来の二元代表の一方としての議会のあるべき姿であると考え。

委員：今後解決していかなければならない点は多くあると思う。その中でも特に、条例第 7 条の市町との協働については、より強化せねばならない。各市町の取組みに差がある、としか言いようがない。県内のどこにいても、子どもを虐待から守る、といえるような三重県にしていくためにも、現行条例の運用の中で連携をとるといっても、限界がある。

県と市町とが対等な立場のパートナーであるとはいえども、現段階では、広域行政を担う県として、県条例の中に市町にも入っただき、市町の役割等を明記することができるのかどうかを議論しなくてはならない。防災対策推進条例においては、市町の役割が明記されている。三重県の防災に関しては、県と市町とが連携をとって三重県民の命を守っていかねばいけないという意識から、そのような規定を入れさせていただいた。今

回の条例においても、条例の中に市町の役割を入れるということ、方向性として議論する必要がある。

委員：子どもに対する虐待は、深刻な問題である。

本県においては、平成 16 年、わが自民みらいが中心となって、他の都道府県に先駆けて、この子どもを虐待から守る条例を成立させたが、それにも関わらず、本年 4 月、鈴鹿市で重篤な児童虐待事件が発生し、また、直近のデータとして、全国の平成 22 年上半期の児童虐待事件で検挙された事件は、過去 10 年間で最多と、状況は全く改善していない。

しかし、この検討会で調査を進める過程で、私は、そもそも児童虐待問題とは、市町及び児童相談所の対応やこれらの体制の充実などといった、小手先の改善によって解決するものではない、と考えるようになった。すなわち、児童虐待問題の背景には、過度な個人主義などの家族や社会の在り方の変化、経済の低迷に伴う低所得者層の増大などといった、社会的問題や経済的問題といった大きな問題が存在している。しかしながら、この現実を踏まえながらも、一人でも多くの子どもを虐待から守るために解決に向けて取り組んでいかなければならないのである。

そして、そのためには、市町や児童相談所だけではなく、一部ではすでに取組が始まっているが、市町による乳幼児検診や医師や歯科医師による診察をきっかけとして虐待の兆候を発見する、子どもの住む地域の方々や保育所、託児所など多様なチャンネルから虐待を受けたと思われる児童についての通告がより多く行われるようにする、あるいは通告を受けた場合に、市町や児童相談所だけではなく警察や消防なども含めて機動的に対応するなどといった、県や市町のあらゆる機関の連携と、民間の団体や県民の主体的な協力とが不可欠であると痛感している。

そこで、児童相談所を中心とする県に対してはもちろんのこと、市町を含めてあらゆる機関と県民の方々に対して、児童虐待問題への対応の重要性や緊急性などを、決議という形で、三重県議会の意思として訴え、それによって世論を喚起するべきと考えている。

なお、今現在において、条例の改正は必要ないと考えている。

また、監査委員としての用務のためやむを得ず欠席となったわが会派の委員は、採決には加わることはできないが、委員としては、現在は条例を改正する必要はない、という意見であることを、披露しておきたい。

委員：議論が熟してきたので、採決を行いたいと思う。先ほどの意見表明において、委員から 2 点、1 点目として、条例第 7 条関係で、市町との協働に関して、県は市町からの要請に対して専門的な知識及び技術を提供し、必要な助言を行わなければならないという趣旨を新たに規定すべきである、2 点

目として、条例第 25 条関係で、人材の養成等に関して、県は人材の育成を行わなければならないと改正すべきである、とのご意見があった。また、委員から 1 点、「市町の役割」の規定を新たに設けるべきである、とのご意見があった。その他、今現在、当該条例を改正する必要はないとのご意見もあった。

ここで、この検討会としては、当該条例を改正すべきという意見と、当該条例を改正する必要はないという意見とのいずれでまとまるかは、今後の進め方の岐路となる点であるので、この点について、採決を行い、決することとする。

なお、三点一括して採決するか、一項目ずつ分割して採決するか、採択方法をどちらにするのがよいと考えるか。

委員：一括して採決してほしい。分割して決議をしてしまっただけでは、改正の方向へ議論が進まない可能性がある。

委員：改正しないという結論になったら、決議を行うのか。改正をしないにしても、何らかの意見表明は行うべきである。

委員：決議なり申し入れなり、何らかの形で、県並びに県民の皆様に、議会としての意思を明らかにさせてもらいたい。

それでは採決を行う。当該条例を改正すべきとの案に、賛成の方の挙手を求める。

（賛成者挙手）

委員：では、改正に反対の方の挙手を求める。

（反対者挙手）

委員：賛成者と反対者同数のため、今回は私が決断を行う。

さまざまな形で議論がされてきたが、今回に関しては改正すべきでないと思うので、そのような形で決定したい。ただし、議会としての意思を決議として表明する形にする。

引き続き、この検討会における当該条例の検証の結果として、資料 1 議員提出条例に係る検証検討会における子どもを虐待から守る条例の検証について考え方（座長案）及び資料 2 子どもを虐待から守るための決議案（座長案）を配布する。

（事務局が、資料 1 及び資料 2 を配布）

委員：当該条例について、これまでの調査及び討議を踏まえ、座長及び副座長で検討した結果として、資料 1 のとおり、この検討会の考え方をまとめてはいかがかと提案する。

資料 1 の座長提案について説明する。まず、提案 1 について、条例第 25 条の規定に基づく人材の養成等に関し、県は、市町の職員等を対象とする

研修を、一層積極的かつ市町からのニーズに即して実施するとともに、自らの専門性を向上させるため人材の養成に努めるものとの趣旨を、三重県議会として表明する。また、提案 2 について、市町が児童虐待問題について一次的に対応すべき役割を担っており、その機能の一層の充実等を期待している旨などを、三重県議会として意思表示し、このことによって、児童虐待についてすべての市町の自覚を深めるとともに、後進的な市町の取組の促進を図りたい。また、その際には、前提として、児童虐待の問題については未然防止のための取組が最も重要であると認識していることを確認的に宣言する。さらに、提案 3 について、子どもを虐待から守る家について、市町に対して情報提供を行ったり、県民に対して理解を求めたりするなどして引き続き制度の定着及び浸透を図るとともに、児童虐待について県民に対する啓発を充実させるべき旨を三重県議会として意思表示する。最後に、提案 4 について、児童虐待への取組の重要性を、三重県議会として改めて意思表示し、同時に、これによって県民等に協力を求めるとともに、世論を喚起し、県と県民等とが一体となって児童虐待を防止するという気運を盛り上げることができる。

併せて、[資料 2](#)のとおり、決議案を、この検討会で議員発議し、三重県議会として決議することを提案する。

[資料 1](#)の考え方及び[資料 2](#)の決議案は、座長及び副座長で検討したものであるので、各委員でよくご検討願いたい。

委員：今回の決議の位置づけや効果について伺いたい。「決議」にはさまざまな性質のものがあると思うが、この決議案は、こういった意義を持つのか。

委員：決議とは、本来的には議会としての意思表示に過ぎず、条例などのように必ずしも従わなくてもよいものであるが、県の執行部に対しては、ある程度の拘束力は持つと考える。ただし、当然ながらその拘束力は一定程度にとどまるものである。県民や市町に対しては、議会としての意思表示をすることで、できる限り協力いただくことを求めることになる。

委員：決議後の申し入れは、決定事項ではないのか。

委員：現段階では、そこまで踏み込んで考えてはいない。申し入れをするかどうか、そもそも未定である。

委員：申し入れをするかどうかを先に決めてほしい。申し入れで踏み込んだものが出てくるかどうかで、決議への対応が変わってくる。

委員：県として、市町にハード面とソフト面との両面を担保する、といった点で、申し入れと言うものは必要であると思われる。

委員：9月15日からの第二回定例会で、決議を行いたいと考えているが、ここで決議した後に、申し入れをする、という形でよいか。

委員：それ以前に、検討する内容に、決議をするのかどうか、という点も、加えてほしい。

委員：決議をすることはもうすでに決まったことである。決定事項である。

委員：よって、以上の形で決定する。

併せて、この検討会における検討経緯、資料1の考え方及び資料2の決議案について、各委員は会派でご説明いただき、各会派のご意見を集約していただきたい。各委員及び各会派の意見の締め切りは、9/15(水)16:00までとする。資料1の考え方及び資料2の決議案について、仮に、「異議なし、原案どおり」というのであれば、座長又は副座長にその旨伝えていただきたい。口頭でも結構である。仮に、「異議あり、修正すべき」というのであれば、どのように修正すべきかを整理し、明記したものを紙ベースで、締め切りまでに、座長及び副座長へ提出していただきたい。

なお、委員のご賛同をいただいて、この決議案のとおり、あるいは一部を修正して、決議案を提出するという事となった場合には、この内容が、健康福祉病院常任委員会の重点調査項目にも重複するので、座長及び副座長が、健康福祉病院常任委員会に出席し、決議案の趣旨や発議すべきという認識に至った背景、この検討会における検証の経緯などを説明したいと考えている。

健康福祉病院常任委員会のみなさまにも、ご理解及びご賛同いただいて、より議会の総意という形で発議したいと考えているので、委員のみなさまにもご理解及びご協力をお願いする。

本日の検討会はこれで終了する。次回の日程等は、追って連絡する。